

婚姻の平等に向けて現行民法の改正を求める意見書

同性同士の婚姻を認めないことは憲法に違反するとして国を訴える訴訟が各地で提起され、令和6年3月には札幌高裁で、同年10月には東京高裁で、同年12月には福岡高裁で、相次いで現行の法制度が違憲であると判断された。

今日では、性自認や性的指向をカミングアウトする人が増え、世論は性の多様性を広く認識するようになっている。性の多様性を尊重する方向へ急速に動いている世論と、現行民法が違憲であるとした判決が続いていることに鑑み、国も議論を進めることが重要である。

よって、世論の動向や判決の趣旨を踏まえ、同性の当事者による婚姻を認めるための民法改正に向け、議論を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年3月24日

立川市議会
議長 福島 正美